



農水省原図

# 椿油粕のジャンボタニシ 駆除目的での使用 農薬取締法違反!

特殊肥料として販売されている「椿油粕」を害虫駆除の目的で使用することは、農薬取締法で禁止されています。

違反した場合は、最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金等が科せられます。

ジャンボタニシの駆除には、登録のある農薬を使用して下さい。



防除対策はコチラ↓↓

○農林水産省HP  
スクミリングガイ（ジャンボタニシ）の被害防止  
対策について



お問合せ先  
佐賀県農林水産部農業経営課  
環境保全型農業担当 TEL：0952-25-7120